ることにより、エネルギーの効率的利用のための措置を実施すること。

(ア)～(ウ)　［略］

(エ)　配管経路の短縮、配管の断熱等に配慮したエネルギー損失の少ない設備とすること。

カ.　［略］

(3)　照明設備、昇降機、動力設備に関する事項

①～③　［略］

④　照明設備、昇降機、動力設備の新設に当たっての措置

ア. 照明設備、昇降機を新設する場合には、必要な照度、輸送量に応じた設備を選定すること。

イ. 照明設備を新設する場合には、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、エネルギーの効率的利用を実施すること。

(ア)～(カ)　［略］

ウ.　［略］

エ. 昇降機を新設する場合には、エネルギーの利用効率の高い制御方式、駆動方式の昇降機を採用する等の措置を講じることにより、エネルギーの効率的利用を実施すること。

オ. 特定エネルギー消費機器に該当する交流電動機又は当該機器が組み込まれた動力設備を新設する場合には、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものの採用を考慮すること。なお、特定エネルギー消費機器に該当しない交流電動機（籠形三相誘導電動機に限る）又は当該機器が組み込まれた動力設備を新設する場合には、日本工業規格C4212（高効率低圧三相かご形誘導電動機）に規定する効率値以上の効率のものの採用を考慮すること。

(4)～(8)　［略］

2　工場等（1に該当するものは除く。）におけるエネルギーの使用の

ることにより、建築物判断基準中、給湯に関する事項を踏まえ、エネルギーの効率的利用のための措置を実施すること。

(ア)～(ウ)　［略］

［新規］

オ.　［略］

(3)　照明設備、昇降機、動力設備に関する事項

①～③　［略］

④　照明設備、昇降機の新設に当たっての措置

［新規］

ア. 照明設備を新設する場合には、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、建築物判断基準中、照明設備に関する事項を踏まえ、エネルギーの効率的利用を実施すること。

(ア)～(カ)　［略］

イ.　［略］

ウ. 昇降機を新設する場合には、建築物判断基準中、昇降機に関する項を踏まえ、エネルギーの効率的利用を実施すること。

［新規］

(4)～(8)　［略］

2　工場等（1に該当するものは除く。）におけるエネルギーの使用の